⑷　鵜飼漁業への利用の目的
①　許可対象者
鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。
②　鳥獣の種類・数
鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽、個）。
③　期間
６か月以内。
④　区域
原則として、規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
⑤　方法
手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
⑸　伝統的な祭礼行事等に用いる目的
①　許可対象者
祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。
②　鳥獣の種類・数
伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。
③　期間
30日以内。
④　区域
原則として、規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
⑤　方法
原則として、法第12条第１項又は第２項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
⑹　前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的
捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。

7　鳥類の飼養登録
鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。
⑴　登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
⑵　平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
⑶　装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。
⑷　愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより１人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないようにすること。
また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

8　販売禁止鳥獣等の販売許可
⑴　許可の考え方
販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。
①　販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。
②　捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。
⑵　許可の条件
販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

第五　特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
鳥獣保護管理事業計画には、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域、猟区並びに指定猟法禁止区域に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。

1　特定猟具使用禁止区域
特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。
⑴　銃猟に伴う危険を予防するための地区
銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第６項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域
⑵　静穏を保持するための地区
法第９条第３項第４号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）
⑶　わな猟に伴う危険を予防するための地区
学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

2　特定猟具使用制限区域
法第35条第１項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができるとされているが、とりわけ、休猟区解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するように努めるものとする。

3　猟区
⑴　猟区の設定
狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るため、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮するものとする。
①　狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。